

令和 7 年度若年技能者人材育成支援等事業実施計画書

実施要領	実施計画の内容
1 事業の実施体制等	
(1) 地域技能振興コーナー ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。 イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。 ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。	愛知県地域技能振興コーナー（以下「当コーナー」という。）は、愛知県職業能力開発協会（以下「当協会」という。）の事務局管理の下、当協会とは別に事務所を構え、独立した体制により専ら本事業を運営する。厚生労働省及び中央技能振興センター（以下「センター」という。）との連携に加え、地域の関係団体とも密接な連携協力をしながら、各種事業を効果的かつ効率的に進める。 事業所所在地 愛知県職業能力開発協会 愛知県名古屋市西区浅間二丁目 3 番 14 号 【当コーナーの設置場所】 愛知県名古屋市西区花の木一丁目 4 番 4 号 メゾン花の木 2 階 201 号室 当コーナーは、主として次の業務を行う。 ・ものづくりマイスター（以下「マイスター」という。）の認定に係る相談対応 ・マイスター派遣のコーディネート ・連携会議の開催 年間スケジュールは、別紙のとおり。 当コーナーは、センターに対し、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行う。

(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 ア 地域技能振興コーナー長の配置 イ 一般職員及び事務補佐員の配置	【事業実施体制】 当コーナーは、次の体制により事業を実施する。 コーナー長 1 名、事務補佐員 6 名（常勤職員 3 名、短時間勤務職員 1 名、補助職員 2 名） ※若年事業経験 8 年～2 年 派遣社員（コーディネーター）4 名
2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 令和 7 年度ものづくりマイスター新規認定数の目標数は仕様書に示すとおりとする。 なお、ものづくりマイスターの職種については、地域事情を考慮してもなお偏りが見られるため、職種の偏重解消に努めるよう留意すること。 また、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認するとともに、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行うこと。	マイスターの開拓は、派遣ニーズに応じ、不足している職種や人数の状況を踏まえて、企業・業界団体等への訪問等により目標数を超える新規登録者の掘り起こしを行う。また、過去 3 年間に活動実績のない者等を対象に、活動継続の意思確認を行い、その結果に基づき登録解除の手続きを行う。 新規開拓は、次のターゲットに向けて行う。 ・長期間にわたる安定的な派遣が可能である退職予定者や非常勤の熟練技能者（主として熟練技能の継承を担う。） ・指導技法、IT 活用・DX 対応などに関する最新の知見を併せ持つ主要企業等の現役技能者（熟練技能の継承及び変化への対応能力の向上を担う。） 開拓は、当団体の有する関係性を最大限に活用し、次のとおり行う。 ・既存のマイスターからの候補者情報の収集 ・技能検定受検及び教育訓練受講企業及び団体への広報 ・関係企業等への周知依頼、組織的な協力の誘引、候補者情報の収集 ・愛知県技能士会連合会、商工会議所、事業者団体等への周知及び協力依頼 ・候補者情報に基づく企業及び大学等教育機関への個別訪問 開拓に当たっては、製造業等における営業経験が豊富でものづくり等の業界に幅広い人脈を持つ人材派遣の「コーディネーター」を最大限活用するとともに、Web サイトやリーフレット等の広報媒体を有効利用することにより、マイスター制度の一層の周知を図る。 なお、本県では、これまでマイスターが未認定の職種故に派遣要請に応じられなかったケースはないものの、

	派遣ニーズの広がりが見られる中で、引き続き登録数の僅少な職種における開拓に努める。 【目標値】 新規認定者数 延べ 15 人以上 【実施規模】 訪問先：県内の業界団体、企業（企業内学園を含む。）、個人事業主、教育機関 訪問頻度：職員及びコーディネーター7 名がそれぞれ月 3 日程度（可能な場合は、対面に代えオンライン実施） 【募集に係る広報手段】 関係団体等へのチラシ配布、当団体のメルマガ、Web サイト（当団体の Web ページ内フォーム）、専用フォームによる新規登録の一次受付（MS Forms 利用）。なお、可能な場合は地元紙への記事掲載を依頼する。 マイスター登録情報の維持管理に当たっては、年間を通じてマイスター本人との連絡体制を構築し、勤務先、住所、連絡先などの登録情報の変更や、申し出に基づく登録解除を適時的確に行う。 具体的には、全マイスターに対し、年度当初の活動条件通知書送付の際、活動条件や運用方法の変更点、活動継続意思の確認、登録情報に変更が生じた場合の連絡方法等の周知を図る。 マイスターからの連絡は、電話やメールの他、専用のフォーム（24 時間対応）を設けて受け付ける。
（２）ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。	認定されたマイスターに対し、実技指導等の前に指導技法等講習を受講する必要がある旨を個別に説明し、受講漏れのないよう徹底する（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）
（３）申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。	マイスターの認定申請書を随時受理し、申請書類を取りまとめてセンターに提出する。 候補者の新規開拓や個別の照会に応じて候補者リストを作成し、確実な認定につなげられるよう努める。

(4) ものづくりマイスターに
対する研修

コーナーは、新たに認定を
行ったものづくりマイスター
に対して、実技指導の結果報
告の作成方法等事務を含む指
導技法等講習を実施するこ
と。

ア 研修の開催頻度や時期

年2回程度を目安に、指
導技法を学んだ講師による
講義形式により実施するこ
と（ものづくりマイスター
の認定件数等に応じて回数
を上下して差し支えな
い。）。

イ 研修内容

センターの準備する指導
技法等講習の実施に関する
支援（第2. 3(2)参照）
を活用し、ものづくりマイ
スターによる指導技能が全
国的に均一化できるように
すること。

なお、研修においては、
受講者に怪我のないよう
に、安全に十分配慮して実
技指導に当たるよう、もの
づくりマイスターに入念に
伝えること。

また、必要に応じ個人情
報保護、セクシュアルハラ
スメント・パワーハラスメ
ントの防止、若年者・学生
との接遇といった面の知識
付与や実技指導派遣依頼元
の意見等を踏まえた研修を
適宜行うこと。

新規認定されたマイスターを対象に、講義及び演習に
よる指導技法講習を実施する。

講師は、民間企業での指導経験やマイスターとしての
活動実績が豊富で、指導技法を熟知した適任者を選任す
る。

【予定】

実施回数：2回以上

受講人数：10 人程度以上

センターの指導技法等講習の実施に関する支援を活用
し、マイスターによる指導技能が全国的に均一化できる
よう努める。

併せて、指導における受講者安全確保の徹底、個人情
報保護、ハラスメントの防止、若年者・学生との接遇と
いった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏
まえた講習を行う。

ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。 エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.3(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。 参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払うことができる。なお、2名程度の参加を見込む(※)こと。	指導技法講習の講師及び受講者には、当協会の規定に基づき実費相当額の旅費を支給する。謝金について、講師には規定の額を支給し、受講者には支給しない。 センターからの通知に基づき、「事例発表・意見交換会」の職種や議題などの内容を踏まえて、適任のマイスターに参加勧奨を行う。参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払う。なお、2名程度の参加を見込む。
3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助	若年技能者の人材育成に係る企業や教育機関からの相談に、電話、メール、Web フォーム（24 時間受付可）等で対応する。派遣先の人材育成方針を踏まえ、指導ニーズを明確化し、目的や施設・設備に応じた最適なコーディネートを行う。 具体的には、派遣のねらい、被指導者のレベル、派遣先の設備・環境等を丁寧にヒアリングし、案件に応じた最適な能力・経験を有するマイスターを選任の上、必要に応じ派遣先との3者による事前打合せを行うことで、効果的な指導内容となるよう調整する。 併せて、担当マイスターの知見や類似事例における実績を踏まえて、派遣先での人材育成効果が期待できる付加提案（IT・DX 技術活用の事例紹介、安全衛生・品質管理・業務改善・指導技法の講義等）を積極的に行う。 【実施体制】 コーディネーター（専任4名）及び職員（3名） 【相談方法】

ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート	電話、メール、Web サイト（当団体の Web ページ内フォーム）、専用フォームによる派遣希望の一次受付（MS Forms 利用）、オンライン会議 【相談対応に係る広報手段】 当団体の会員や関係団体へのチラシ配布、当団体のメルマガ、Web サイト等
（２）ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 （ア）派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業（中小企業基本法第２条に定める中小企業者をいう。以下同じ。） ② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。） ③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）	（注：左記欄①～③の類型ごとに派遣目標（人日）を定め、合計人日も記載すること。） 派遣先について、企業・団体及び工業高校等学校に区分し、過去の実績や新規問い合わせのあった機関に対し個別照会するとともに、新規申し込みを４月に公募する。応募案件について、技能レベル、受講者数等（学校にあっては全体の均衡）を考慮し、派遣先を採択し第一次の派遣計画を編成する。以降、予算の範囲で随時募集し、派遣計画を更新する。派遣計画に基づき、年間を通じて効率的な実施を図るとともに、変更・中止等の状況に応じて派遣先を追加するなど、予算の範囲で最大の効果が得られるよう調整する。 【受講者数の目標 延べ 3,800 人日】 ①中小企業 延べ 992 人日以上 ②団体 延べ 8 人日以上 ③工業高校等学校 延べ 2,800 人日以上 ※効率的な執行や効果的な啓発に努め、目標値以上の成果が得られるよう努力する。
（３）若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等（以下「公共施設等」という。）における	（注：左記欄のア～ウごとに派遣目標（人日）を定め記載すること。エは大会が開催される県のみ記載すること。） 地域若者サポートステーションからの依頼に基づき、支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信を実施する。 【受講者数の見込】 延べ 2 人日以上 小中学校の児童・生徒を対象に、「ものづくりの魅力」発信としてもものづくり体験教室を実施する。 併せて、公共機関等でのものづくり体験イベントを開催するとともに、ものづくり体験動画の配信を行う。 【受講者数の目標】 ①小中学校でのものづくり体験教室 延べ 1,200 人日以上 ②不特定多数対象イベント 4 職種以上 延べ 300 人日以上

「ものづくりの魅力」発信 エ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信	③動画配信 1職種以上、200人以上 技能五輪全国大会を通じたものづくりの魅力発信のためのイベントを、愛知県労働局との連携協力の下、技能五輪全国大会当日の土曜日に大会実施場所にて開催する（開催について概ね合意を得ており、今後、詳細を調整）。主要なターゲットを高校生、中学生、次に小学生に設定し、当概年代にとって親しみやすく訴求力の高い内容とすることで、技能五輪の参観や技能尊重気運の醸成を図る。イベントの広告やアトラクションの運営については専門性が高いため、企画競争方式により最も効果的な提案を行った者と委託契約する。企画提案の仕様及び契約の相手方は、事前に厚生労働省と協議の上決定する。現時点での企画提案仕様については別添資料3の通りであるが、内容については、愛知県等との今後の調整に基づき、より費用対効果の高いものとなるよう改善する。なお、競技大会を通じた魅力発信イベントについて、企業・高校等における実技指導や、小中学校でのものづくり体験会、不特定多数を対象としたイベント及びものづくり動画において広報することで当該イベント、ひいては技能五輪全国大会への集客を図る。
（４）熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	熟練技能者等による派遣指導は、マイスター派遣に準じて実施する。熟練技能者等の派遣に係る相談や募集、申し込みについては、マイスター派遣と合わせて計画的に実施する。派遣する熟練技能者については、技能士会等と調整の上、技能面や指導面での適任の者を選定し、派遣先の目的や環境に応じて最適な内容となるようコーディネーター及び職員が調整する。派遣に係る相談対応、広報、派遣先との調整は、ものづくりマイスターの派遣に準じた手段・体制により実施する。 【参加者数の見込】 体験会 延べ60人日以上
4 地域における技能振興事業の実施	
（１）技能五輪全国大会の予選の実施等 本事業において、技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上	実施職種は、技能五輪全国大会に毎年参加実績のある「造園」及び「洋菓子製造」の2職種を予定する。 これらの予選実施に向けては、競技職種に係る業界団体、事業所、教育機関等に対してもれなく予選参加への働きかけや競技観戦への周知を行い、予選の活性化及び技能尊重気運の醸成を図る。 競技は、愛知県職業能力開発協会技能検定課や関係技能士会等との協議の下、独自の選考基準を設けて実施す

等を図ることとする。 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 対象地域 予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。 (イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。 参加手数料の額は、当該都道府県における２級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して定めること。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこと。	る。具体的には、競技委員に当該職種の技能検定委員や技能五輪全国大会の競技委員等の経験者を選任し、競技委員の知見に基づく予選にふさわしい課題、選考基準等を定めて競技を実施する。開催時期については、予選に参加する教育機関の学生・生徒の出場機会を考慮し、調整する。 なお、造園職種では、雨や雪など天候を考慮した設営に配慮して競技を実施する。 【実施規模】 ①造園職種 開催時期：令和８年３月頃 参加人員：20人（R6 20人 ※2名1チームのため） ②洋菓子製造職種 開催時期：令和７年５月頃 参加人員：14人（R5 4人） 【参加選手の募集方法】 ・職種関係団体、技能五輪全国大会出場予定企業、教育機関への資料配布、個別訪問 ・参加者拡大のための当団体 Web サイト、メルマガでの告知 【観客の募集方法】 当団体 Web サイト、メルマガでの告知に加え、参加団体の媒体を最大限に活用した広報 【参加手数料予定価格】 一人当たり 2,000 円（税込み） ※厚生労働省と協議の上、決定 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加促進のため、中小企業や工業高校等に所属する参加選手と指導者の旅費及び工具等運搬費に係る支援を行う。支援制度は、当団体の Web サイト等で告知するとともに、参加予定の中小企業及び学校に対して当団体の競技大会担当部門と連携して漏れなく周知する。 ものづくり産業の集積の高い本県では、企業及び学校が技能レベルの向上を期して選手の育成に注力していることを踏まえ、可能な限り事務的経費の節減を図りつつ、予算の範囲で最大限の支援に努める。 【支援対象】 ①技能五輪全国大会：15 団体 60 人程度（選手 35 人、
--	--

	指導者 25 人) ②若年者ものづくり競技大会：15 団体 60 人程度（選手 35 人、指導者 25 人） 【支援上限の設定】 参加者の負担軽減と均衡確保のため、旅費を交通費及び宿泊費に区分し、競技会場及び期間に応じた支援額上限を予算の範囲で定める。なお、令和 6 年度からは開閉会式参加旅費について一定の制限の下に支援対象となったことから、日帰りでの参加が可能な場合の旅費は日額で上限設定する。 工具運搬費は、原則として全額を支援する。
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の風潮を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和 7 年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。	令和7年度の卓越した技能者の被表彰者を紹介するコンテンツの作成に当たり、センターが示す編集方針に沿って被表彰者を取材し、結果をセンターに提出する。 コンテンツは、被表彰者の職種、固有の技能、職業観等に応じ、訴求力のある効果的な内容となるよう、センター及び被表彰者と十分に調整する。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。	休止となっている両事業に関し、認定事業者等から相談を受けた場合は一次受付し、可能な範囲で情報提供等を行うとともに、内容に応じてセンターを紹介する。
5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
(1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	学識経験者、行政機関、労働団体、経済団体、教育機関、技能振興団体の関係者を構成メンバーとした連携会議を設置・運営する。 当該会議において、地域の産業特性や就業構造を踏まえたマイスター制度の活用及び地域技能振興事業の取組、事業実施に当たっての連携・協力のあり方や方針に係る協議、事業実績に係る評価等を適切な時期に実施する。 【構成員】 別添資料 4 参照

(2) 連携会議の開催回数 連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。	【実施予定】 ・ 開催回数：年2回（年度当初、年末） ・ 議 題： - 第1回 ・ 前年度事業実施結果について、 ・ 事業実施計画について 等 - 第2回 ・ 事業実施状況について ・ 次年度に向けた改善事項等について 【開催方法】 原則として集合形式による。
(3) 都道府県労働局との連携 大学や専門学校等の教育 （工業高校以外）及び中小企業等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。 前述の連携会議によるほか、5月上旬を目処に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の上、実態に沿った取組を検討すること。	愛知労働局は連携会議の構成員であり、従来からマイスター制度や競技大会を通じたものづくり魅力発信イベントなどの広報への協力を得ている。 令和7年度は、当該機関との連携協力の一層の深化により、派遣先の新規開拓に取り組む。 活動内容は次のとおり想定しており、5月に愛知労働局を訪問し、調整を開始する。 ・ ハローワーク相談員による学校訪問時の随行又はマイスター制度案内チラシの配布依頼 ・ ハローワーク窓口へのチラシ配架 ・ ハローワークに寄せられた技能者人材育成関係案件に係る情報共有 ・ マイスターや熟練技能者に係る「学生・生徒等に対する職業意識形成支援事業」の指導者登録促進 ・ その他若年技能者人材育成支援に係る連携協力
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するため、次の措置を実施する。 (1) メール誤送付 ア メール宛名間違い ① 宛先のアドレスをダブルチェックする。 イ BCCをTO、CC送付 ① 宛先がBCCかをダブルチェックする。 ② 送信宛先が複数の場合、宛先をBCC に移動して送信する機能を導入する。 ウ 誤情報送付 ① 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。 ② 要機密情報を暗号化する。 ③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メールの使い回しをしない。）

	(2) FAX先誤り ① 宛先、FAX番号及び文章が正しいかダブルチェックする。 ② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。 ③ FAXに代えてメールを使用するように業務方法を変更する。 (3) 郵送誤り 宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。 (4) 手渡し誤り 手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。 (5) 誤アップロード アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。 (6) その他 外部との情報共有にはMicrosoft Sharepointを、アンケート回収にはMicrosoft Formsを利用し、情報の外部漏えいの防止に努める。 また、(1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。 (7) 委託者への速やかな報告 情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。
--	---

(注) 実施要領と実施計画の内容が対比できるように記載すること。